

## 「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について（案）

### 1. 「5000 万件」の年金記録発生の経緯

- (1) 平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度を導入するに当たっては、その時点で現に年金を受給していた方（受給者）と被保険者の方全員に基礎年金番号を付番し、これを通知した。（約 1 億 156 万人）
- (2) その際には、まず、55 歳以下の基礎年金番号を付番された方について、①他の年金制度に加入していたことがあるか又は他の手帳記号番号を持っておられるかどうかを確認していただいた上で、②基礎年金番号を付番した記録とその他の記録について、氏名、性別、生年月日による名寄せを行い、これらの結果、統合の可能性があると思われた方（約 1818 万人）に対して照会を行い、その結果、これに基づいて基礎年金番号への統合を進めた（約 927 万人）。
- (3) その後、受給権者の再裁定、裁定請求、58 歳到達時の加入履歴送付による年金相談時の加入履歴確認等により、基礎年金番号への統合が進められた結果、平成 18 年 6 月現在で約 5095 万件が基礎年金番号に結び付かないままの記録となっている。（別紙「5000 万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類（案））

### 2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 平成 9 年 1 月 1 日当時 56 歳以上の方の記録についての評価
  - ・ これらの方は、現在、年金受給年齢に到達している。裁定請求時には過去の履歴の確認を行っているが、過去に名寄せを行っていないため、今回の名寄せ作業により、裁定請求時に見出されなかった本人の記憶していない記録を統合し、年金受給に結び付けることが可能である。
  - ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
    - ①平成 9 年 1 月 1 日時点において死亡していた方の記録
    - ②平成 9 年 1 月 1 日以降に年金に加入することなく死亡した方の記録
    - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
    - ④年金の受給資格期間は満たしているが、裁定請求を行っていない方の記録

(2) 平成9年1月1日当時55歳以下の方の記録についての評価

- ・ これらの方は、一部の年齢層を除き、現在被保険者年齢層に該当している。基礎年金導入時に名寄せ等の作業の対象となっているが、当時、照会に対して回答しないままの方の記録や、当時の名寄せの方式では統合できなかった記録があり、それらの記録については、今回の名寄せにより統合し、基本的には将来に向けて年金受給に結びつけることが可能である。
- ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
  - ①平成9年1月1日時点において死亡していた方の記録
  - ②平成9年1月1日以降に年金に加入することなく、死亡した方の記録
  - ③今後年金に加入したとしても、年金の受給資格期間を満たさない方の記録
  - ④既に年金の受給資格期間は満たし、又は今後の年金制度加入により、受給開始年齢に到達すれば、裁定請求できる方の記録
  - ⑤年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁定請求を行っていない方の記録

(3) 名寄せにより統合された方の記録についての評価

- ・ 名寄せにより統合された方の記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
  - ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
  - ②統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結びつく可能性のある記録
  - ③統合によっても今後とも受給権に結びつかない記録（受給資格期間を満たさない記録）

### 3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う解明作業

ノ 名寄せ作業の準備と並行して、民間の専門家チームと連携して次の作業を行う。

①同一人記録の整理

「5000万件」の中で異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性がある記録があると考えられるので、それらの記録の整理を行う。

②年齢別・加入期間別の悉皆調査

「5000万件」について、年齢別に、受給資格期間（当該年齢に応じて経過的に短縮された期間を含む。）と対比する形で、保険料納付済期間について、厚生年金の被保険者期間、国民年金の未納期間等を含め、悉皆調査し、「5000万件」の記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類や、2において示した認識を踏まえ、解明のための分類作業を開始する。

## (2) 名寄せ作業後に行う解明作業

### ① 年齢別・加入期間別の分類

名寄せ後、名寄せできた記録と名寄せできなかった記録に区分し、それぞれについて、年齢別・加入期間別に記録を分類し保管する。

### ② 名寄せできなかった記録の解明

#### ア. 名寄せ後の記録の分類

・「名寄せ」により「1億件」と「5000万件」を突合せすることにより、基礎年金番号により管理されている現存者の記録と名寄せできた記録以外の名寄せできなかった記録は、基本的には以下の者の記録と考えられる。

- 1) 死亡者又は海外居住者（受給者及び厚生年金被保険者を除く）の記録
- 2) 過去に年金制度に加入するも基礎年金番号は付番されていない者の記録
- 3) 転記誤り・届出誤りのある基礎年金番号を付番されている者の記録

#### イ. 死亡者又は海外居住者の明確化

アの分類した記録について、次のような作業を行い、仕分けを進める

##### 1) 失権者記録からの死亡者・年金裁定済みデータとの突合せ

社会保険庁の持っている死亡者に係る老齢年金や遺族年金の裁定記録との突合せにより、5000万件の死亡者に係るデータや年金裁定に反映されている記録を取り除くことができる。

(注) 併給調整で別の年金を選択し使用されていない年金記録は、遺族年金受給者（基礎年金番号付番済み）自身の加入記録に含まれているので、当該記録と5000万件を名寄せすることで、「1億件」と統合することができる分類の各項目にあてはまる。

##### 2) 住基ネットの活用

1) の作業を行った後に残された記録について、住民基本台帳ネットワーク上の記録との突合せを、氏名、性別、生年月日により行い、死亡者又は海外居住者を取り除くことが可能か検討する。

※上記の解明作業を早期に進めるため、65歳以上の者等を中心に年度内より失権者記録との突合せを行い、20年度当初より住基ネットを活用することが可能かどうか、関係機関と検討する。

#### ウ. 名寄せ後のお知らせによる解明

・名寄せのお知らせにより次のような方について記録の統合が進むものと考えられる。

- 1) 第1次、第2次名寄せで発見しきれない錯誤による転記誤り・届出誤りの記録が発見され、統合する。
- 2) 加入履歴の送付等を通じてオンライン記録に収録されていない記録が発見され、その記録を統合する。
- 3) 無年金者へのお知らせなどによって、新たな裁定請求が行われることにより受給できる方等を確認する。

(3) 残された記録の徹底解明

- ① 上記までの作業の後に残された記録について、当該記録の中にある過去の事業所及び過去の住所から、企業や市町村の協力を得て、本人に接触し年金記録の内容を確認する。
- ② これらの過程を通じて分類された資料を何らかの形で公表する。

(4) 記録数の管理・公表

上記の作業の過程において、定期的に分類毎に管理されている記録数を公表する。

## 「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類(案)

平成9年1月当時に基礎年金番号が付番されなかった又は記録が統合されなかったものの類型	現時点の評価
<p>I. 当時(平成9年1月1日)基礎年金番号が付番されなかった方の記録(被保険者でも受給者でもなかった方の記録)</p> <p>(1) 当時既に死亡していた方の記録</p> <p>① 死亡時に老齢年金を裁定済みの記録</p> <p>ア 当時遺族年金を裁定済みの記録</p> <p>イ 当時遺族から遺族年金の申し出がなかった記録</p> <p>② 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たしていなかった方の記録(死亡一時金受給記録を含む)</p> <p>③ 死亡時に老齢年金の待機者であった方の記録(受給資格期間を満たしているが受給開始年齢に到達していない方の記録)</p> <p>④ 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たして受給開始年齢に達していたが裁定請求をしていなかった方の記録</p> <p>(2) 当時現存の方の記録</p> <p>① 当時既に老齢年金の受給開始年齢に達していた方の記録</p> <p>ア 当時受給資格期間を満たしていなかった方の記録</p> <p>イ 当時受給資格期間を満たしていたが裁定請求をしていなかった方の記録</p> <p>② 当時被保険者ではなく、老齢年金の受給資格期間を満たして受給開始年齢に達していなかった方の記録(国民年金の場合は当時60歳から65歳)</p> <p>※ 受給資格期間は、生年月日別に短縮特例があること、受給開始年齢は、制度別、性別等に対応した経過措置があることに留意</p> <p>③ 過去に被保険者期間を有していたが当時被保険者年齢であるにもかかわらず、未加入であった方の記録</p> <p>ア 当時受給資格期間を満たしていなかった方の記録</p> <p>イ 当時受給資格期間を満たしていたが受給開始年齢に達していなかった方の記録</p>	<p>○ 平成9年1月当時、基礎年金番号が付番されず、又は未統合の記録についても、その後、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者の再裁定</li> <li>・ 裁定請求時の確認</li> <li>・ 58歳到達時の加入履歴送付</li> <li>・ 年金相談時の統合</li> </ul> <p>等により、基礎年金番号への統合が進められ、現在残存している記録が「5000万件の年金記録」である。</p> <p>○ 一方、現在、残存している「5000万件」の年金記録には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成9年以降、現在までに死亡された方の記録</li> <li>② 平成9年以降、年金制度に加入し、従前の手帳番号とは別に、基礎年金番号が付番された記録が含まれている。</li> </ul> <p>(注) 死亡及び住所変更の届出については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生年金被保険者 死亡については事業主が行っている。住所については平成8年3月以前は届け出る必要はなかったが、平成8年4月以降は、事業主が届け出ることとなっている。</li> <li>② 国民年金被保険者 死亡及び住所変更の届出は住民票の届出とともに市区町村へ届け出ることとなっている。</li> <li>③ 年金受給者 死亡については戸籍法上の届出義務者が届出を行うほか、年1回の現況届でも確認を行っている。 (住基情報で把握可能な者は省略可) また、住所変更については本人が行うこととなっている。</li> </ul>
<p>II. 当時基礎年金番号が付番された方の未統合の記録</p> <p>(1) 当時受給者であった方及び当時56歳以上の被保険者であった方の記録のうち、裁定請求時に失念や記録誤りにより統合できなかった記録</p> <p>(2) 当時受給者であった方の記録のうち、脱退手当金の受給済み記録や国民年金の未納期間のみの記録等、裁定請求時に年金額につながらなかった記録</p> <p>(3) 当時受給者であった方の記録のうち、併給調整により選択されていない記録 (例 遺族年金を選択しているために使う必要のない受給者自身の加入記録)</p> <p>(4) 当時55歳以下の被保険者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基礎年金番号の通知の際に複数年金番号を有すると回答した方</li> <li>② 上記以外の方のうち名寄せで複数番号を有すると考えられた方 に行った照会に対して回答いただけなかった方(照会が未到達の方を含む)の記録</li> </ul> <p>(5) 当時55歳以下の被保険者であった方の記録のうち基礎年金番号と異なる番号の記録で、氏名、性別、生年月日の3情報について転記・届出誤りがあり、名寄せできなかった記録</p>	<p>この結果、次の方については届出がされず、社会保険庁では死亡及び住所の情報は把握されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民年金被保険者であっても届け出ていない方(未加入者)</li> <li>② 老齢年金の受給資格期間を満たした後受給開始年齢に達していない方(待機者)</li> <li>③ 受給開始年齢に達した後においても受給資格期間を満たしていない方(無年金者)</li> </ul>

# 「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 【名寄せ作業後の解明作業】

19年8月 19年12月 20年3月 ※各分類毎の記録数について定期的に公表

基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録 5000万件

**システム開発**

5000万件の記録の整理

- ①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正
- ②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

**名寄せ**

- ・1次名寄せ  
氏名、性別、生年月日
- ・2次名寄せ  
条件を緩和して名寄せ

**【名寄せできた記録】**

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結びつく可能性のある記録
- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録（受給資格期間を満たさない記録）

「なんさん特別便」の送付

【無年金者に対する通知喚起等の対応】

**【年金記録確認第三者委員会】**

○十分な証拠がない者について、公正な立場で判断し、社会保障庁に参画。統合・給付に結びつく。

国民年金の特殊台帳等との計画的な突合せによる記録の発見

民間の専門家チームと連携した解明作業

- ①年齢別・加入期間別悉皆調査  
年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別記録を解明
- ②「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類の整理
- ③上記①及び②を踏まえた分類により解明作業を開始

**(名寄せ後の記録の分類)**

- 名寄せできた記録（上記参照）と名寄せできなかった記録を分類する。
- 名寄せできた記録及び名寄せできなかった記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。
- 名寄せできなかった記録については、下記のいずれかの分類となる。

**(名寄せ作業後の解明作業)**

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業  
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外
- ②死亡・海外居住者数の解明作業  
・住基ネット等の活用
- ③名寄せ後のお知らせによる解明  
・履歴の送付等による記録の発見  
・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

名寄せできなかった記録の分類

死亡者又は海外居住者に係る記録

---

過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録  
・受給資格期間満たさないもの  
・受給資格期間満たすもの

---

転記誤り、届出誤り  
・受給資格期間満たさないもの  
・受給資格期間満たすもの

失権記録・住基ネットとの突合わせによる解明

死亡者・海外居住者が明確化

名寄せ後のお知らせによる解明

統合・給付

今後とも受給資格期間を満たさない記録

今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

(残された記録の徹底解明)

下記の対応により記録の内容を確認

○過去勤務の事業所への照会（厚年）

○過去の居所の市町村への照会（国年）

※その結果残された記録は次のいずれかとなる

- ・死亡又は海外居住
- ・生存者で記録内容を本人に確認
- ・生存するも居所不明

統合・給付

支給に結びつかない記録

死亡者に係る記録

今後とも格納されず  
受給期間を満した記録

今後受給可能な記録  
給付期間を満した可能性のある記録

## 「1430万件」及び「36万件」のマイクロフィルムデータの の解明作業の基本的な考え方について(案)

### 1. 「1430万件」及び「36万件」の年金記録発生の経緯

- (1) いわゆる「1430万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、社会保険事務所における紙台帳の管理から、昭和32年から始まった中央での台帳パンチカードによる一元管理が進行していく中で、昭和29年4月1日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ昭和34年4月までに再加入しなかった方の記録は使用頻度が低いとして、その後の昭和37年3月以降の磁気テープによる管理や、昭和61年2月以降のオンラインシステムによる中央一元管理、さらには平成9年の基礎年金番号による加入記録の一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。
- (2) いわゆる「36万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、船員保険制度の職務外年金制度(昭和61年に厚生年金保険に統合)の加入者であり、昭和25年4月1日以前に被保険者資格を喪失した方の台帳の一部の年金記録であって、やはり使用頻度が低いとして、昭和38年以降の磁気テープ等による加入記録の中央一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。
- (3) これらのマイクロフィルム化された年金記録は、基礎年金番号で付番されたオンライン記録と直接には結び付けられていないが、そこに記載されている方の中には、その後、厚生年金制度や国民年金制度に加入し、異なる手帳番号によりオンライン記録に収録されたり、受給権者の再裁定、裁定請求等により、基礎年金番号付番データと結び付いている方も含まれている。
- オンライン記録と結び付けられていない「1430万件」の記録については、カセット番号等の索引ファイルの検索等により、また、「36万件」の記録については、生年月日を契機として同一人を探す方法により、照会可能な記録として管理されてきたが、これら「1430万件」及び「36万件」の記録の中には、未だ基礎年金番号に結び付かない記録も含まれている。

## 2. 今後の説明作業の前提となる認識

- (1) 「1430万件」の記録に該当する方は、平成19年現在概ね69歳以上の方であり、「36万件」の記録に該当する方は、平成19年現在概ね73歳以上の方である。これらの方の中には現在既に死亡された方のデータも多く含まれているものと思われる。
- (2) また、これらの方は、昭和29年4月1日又は25年4月1日以前に資格を喪失されている方であり、その記録だけでは短い被保険者期間の方が多く、その後新たに年金制度に加入されている方以外は、受給資格を得る可能性は低い方である。
- (3) これらの記録のうち、既にオンラインシステム収録済みの記録は「5000万件」の記録の一環として、また、未収録の記録は磁気媒体化後、別途、基礎年金番号付番記録との名寄せを行った上で、オンライン記録に収録された際に、新たな加入記録との統合により、年金給付と結び付けられることが可能となる。
- (4) 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
  - ①それぞれ昭和29年4月1日又は昭和25年4月1日という基準日の時点で既に死亡していた方の記録
  - ②上記①の基準日以降に年金制度に加入することなく、死亡した方の記録
  - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
  - ④年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁定請求を行っていない方の記録
- (5) 名寄せにより統合された記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
  - ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
  - ②統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録(受給資格期間を満たさない記録)



### 3. 解明作業の方向性

#### (1) 名寄せ作業と並行して行う作業

①既にオンラインシステムに収録済みの記録の中で、基礎年金番号と結び付いていないものは、5000万件の記録の一環として、解明作業が行われる。

#### ②未収録の記録の独自の名寄せ作業と並行して行う作業

オンライン記録に未収録の「1430万件」及び「36万件」について、磁気媒体化後、年齢別に受給資格期間(40歳(女子と坑内員、船員は35歳)以上15年)に対比する形で、厚生年金及び船員保険の被保険者期間を分類して、2.において示した認識を踏まえた解明作業を行う。

#### (2) 名寄せ後に行う解明作業

名寄せ作業後に行う解明作業については、「「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について」(別添2)に準じた作業を進める。

#### (3) 記録数の管理公表

上記の解明の過程において、一定の分類の下に対象となる記録数を管理するとともに、必要に応じ公表する。

「1430万件」及び「36万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】      【名寄せ】      【名寄せ後の解明作業】

(何らかの形で公表)

【大分類例】

<マイクロフィルム>  
厚生年金保険旧台帳  
約1430万件

S29.4.1以前に資格喪失し、S34.4までに再取得しなかった者の記録

船員保険旧台帳  
約36万件

S25.4.1以前に資格喪失した者の記録の一部

システム開発

既にオンラインに収録されている記録(※)の除外

オンラインに未収録の記録のデータ入力

基礎年金番号が付番された記録との名寄せ作業

【対応】  
「5000万件」に準じた作業を行う  
(別添2の参考を参照)

名寄せにより、記録が結び付くと思われる方に対するお知らせは個別の対応を行う。

■年齢別・加入期間別の解明作業

年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別の記録を分類し、解明作業を開始

名寄せ後の残された記録の解明

(名寄せ作業後に行う解明作業)

①死亡・海外居住者数の推計・仕分け  
・基礎年金番号付番記録との突合わせによる推計  
・住基ネット等の活用(死亡者又は海外居住者の仕分け)

②名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業  
・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外等

【残された記録の徹底解明】

記録に残されている過去に勤務していた事業所への照会・個別対応(厚年・船保)

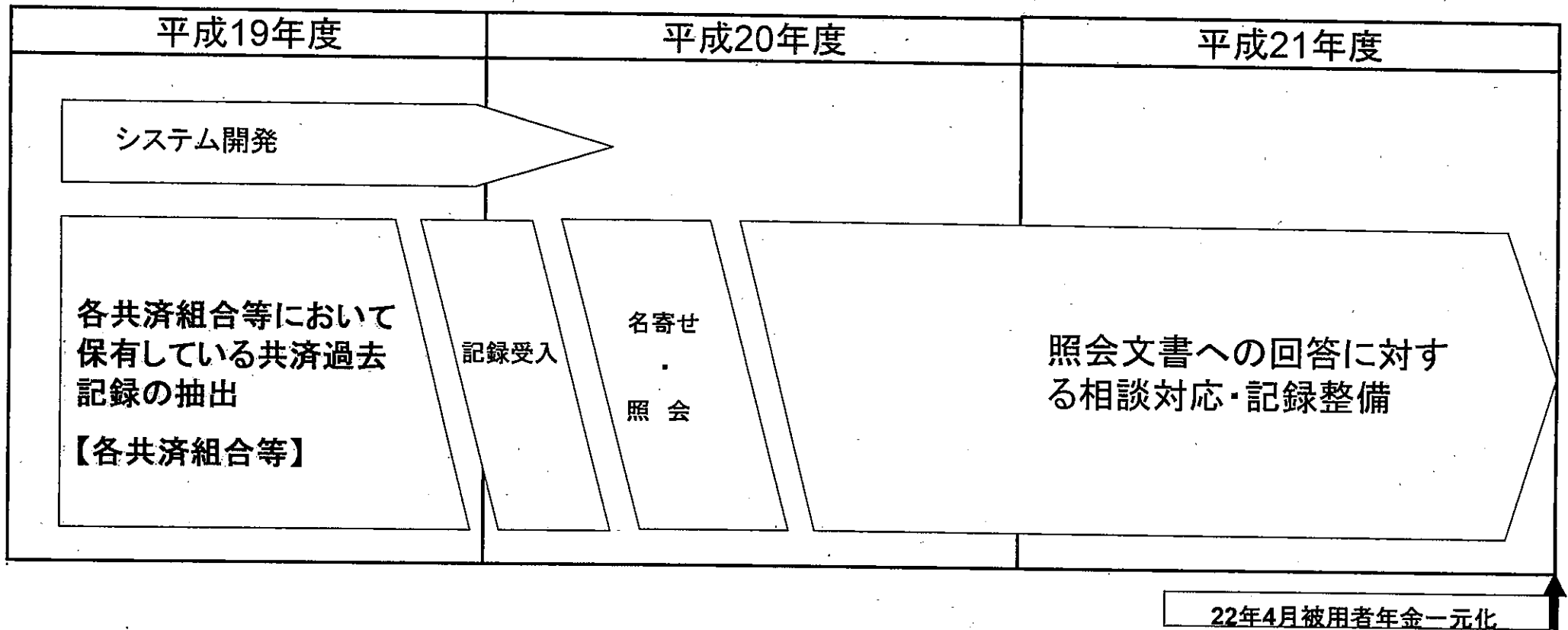
統合・給付

死亡者に係る記録

受給資格期間を満たさない記録

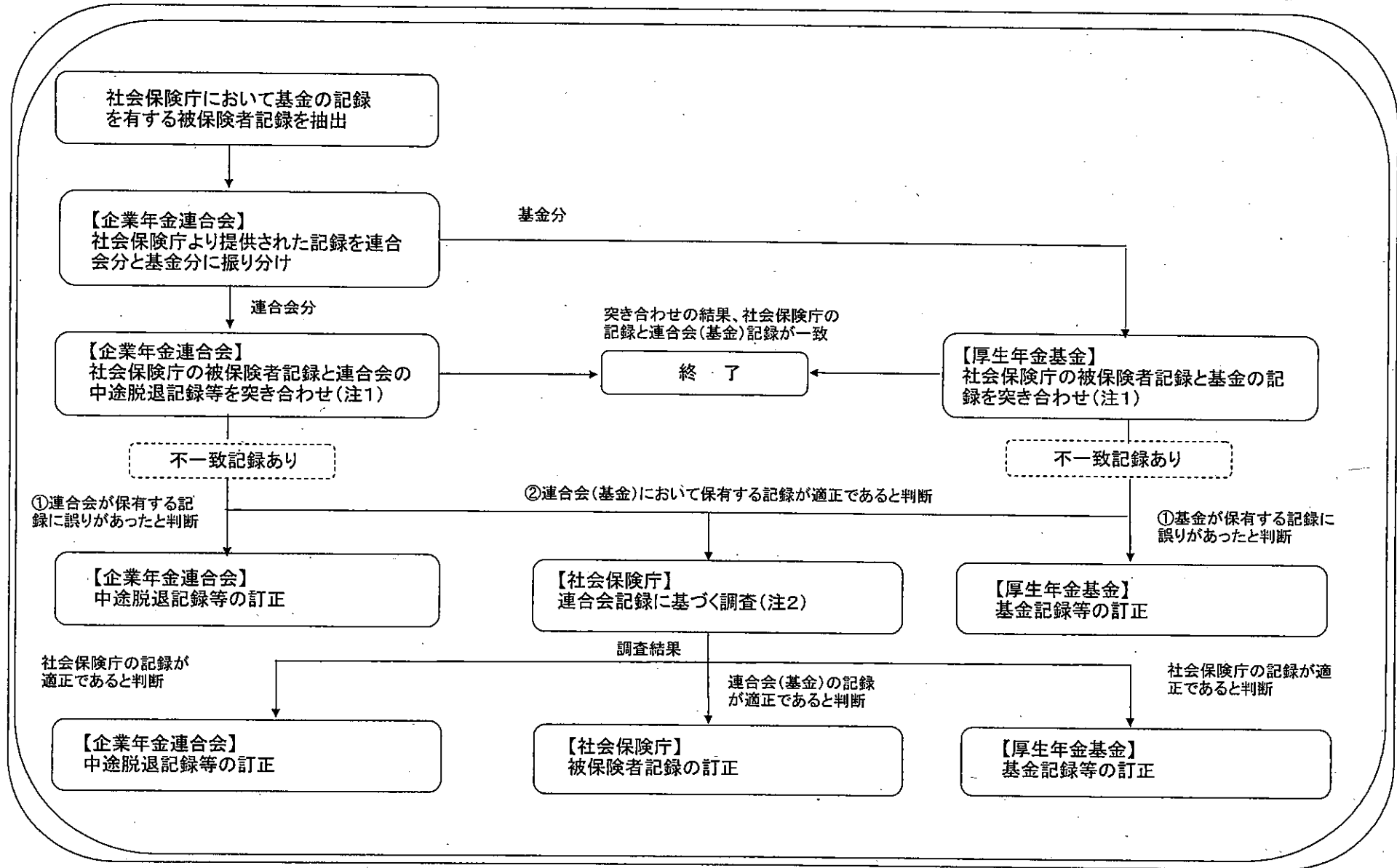
(※)「5000万件」の名寄せ作業の一環として別途対応されている。

## 共済過去記録の統合について(案)



- システム開発…開発に当たっては、5000万件の名寄せシステムの機能の活用を検討。
- 抽出…各共済組合等は、保有する共済過去記録を抽出し、基礎年金番号との名寄せに必要な情報を磁気データとして作成。
- 記録受入…各共済組合等が作成した磁気テープを社会保険業務センターにて受入れ。
- 名寄せ・照会…受け入れた情報を基礎年金番号の情報と突き合わせ、統合の可能性のある者に対して照会票を作成・送付。
- 相談対応・記録整備…照会票の回答内容、相談対応などを通じて本人確認。確認でき次第、基礎年金番号に統合。

厚生年金基金と社会保険庁の記録の記録の突き合わせ作業の流れ(案)

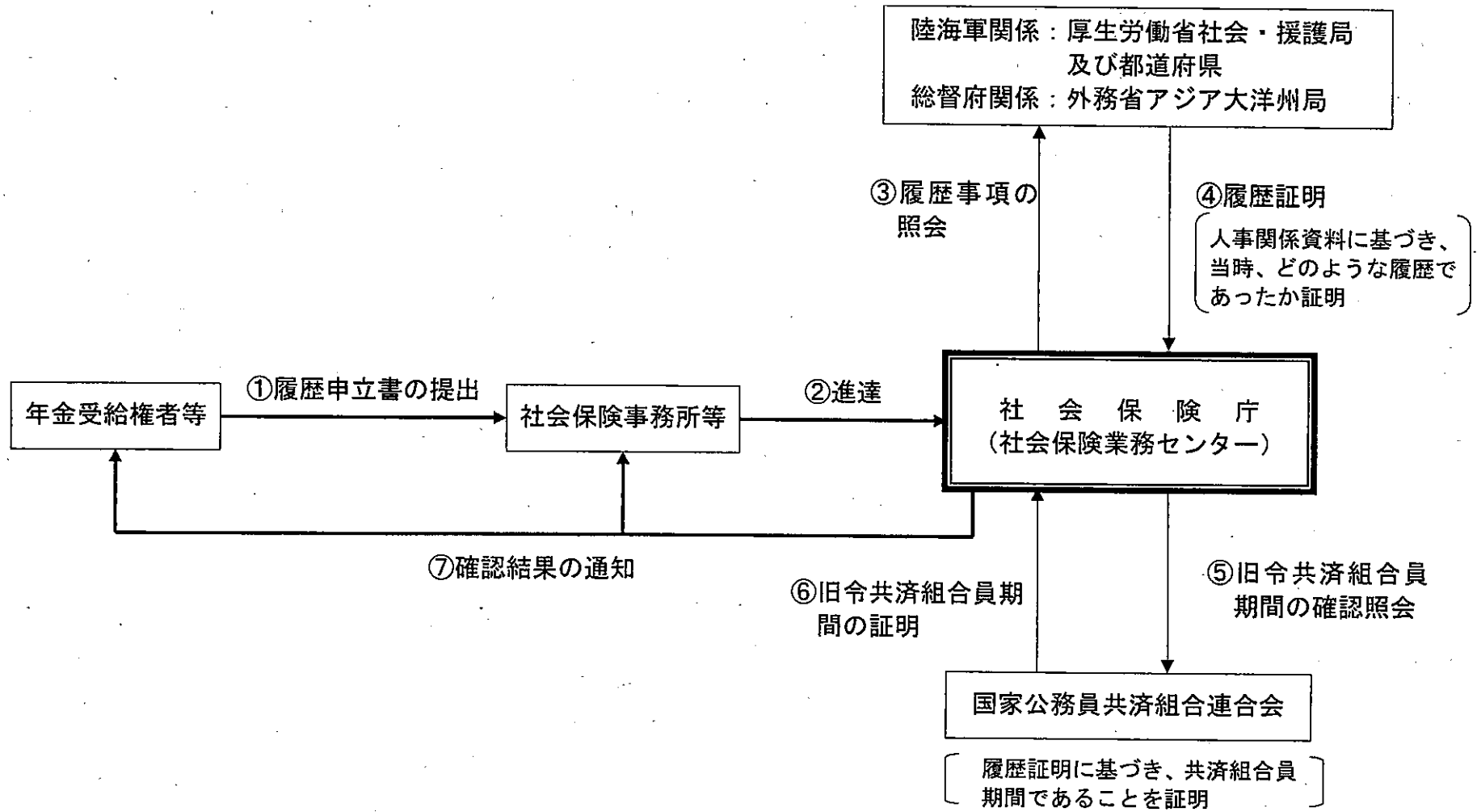


(注1) 突き合わせ項目は、次のとおり

①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定、喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生日

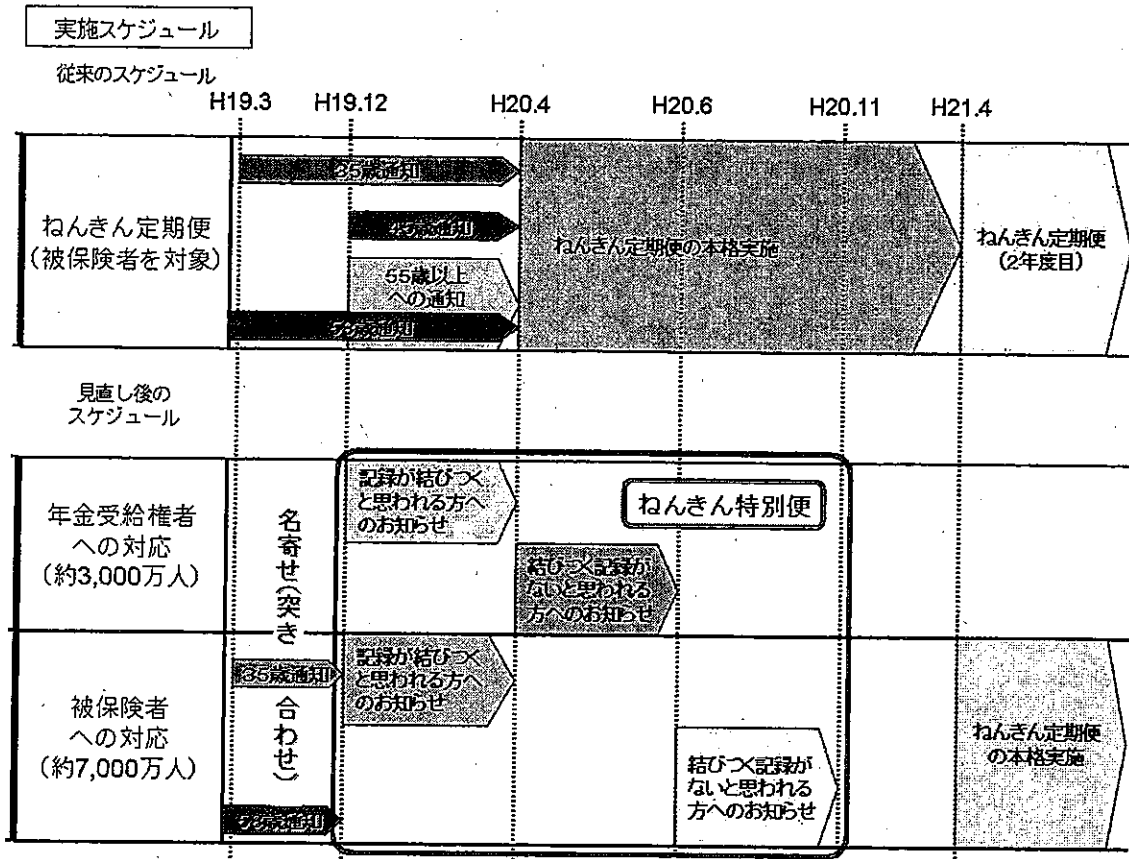
(注2) 原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。

## 旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ



※ ⑦確認結果の通知は、裁定請求者の場合は社会保険事務所あて、年金受給権者の場合は本人あてとなる。

「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係(案)



**参考** これまで予定されていた「ねんきん定期便」の内容

年齢	H19.3	H19.12	H20.4
20歳 ┆ 34歳			誕生日に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
35歳		<b>【35歳通知】</b> 35歳の誕生日に加入期間、加入履歴を通知	35歳の誕生日に加入期間、加入履歴、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
36歳 ┆ 44歳			誕生日に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
45歳		<b>【45歳通知】</b> 45歳の誕生日に加入期間、加入履歴を通知	45歳の誕生日に加入期間、加入履歴、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
46歳 ┆ 49歳			誕生日に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
50歳 ┆ 54歳			誕生日に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知
55歳 ┆ 60歳	<b>【58歳通知】</b> 58歳到達時点の年金加入期間、加入履歴、(求めに応じて、将来の年金見込額)を通知	<b>【55歳以上の方に対して先行実施】</b> 誕生日に年金加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知	58歳到達時点の年金加入履歴を通知

平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」について(案)

1 「ねんきん定期便」で従来から記載を予定している事項

(1) 全年齢共通の事項

- ① 加入実績に応じた年金見込額
- ② 加入期間
- ③ 保険料納付額の目安

(2) 年齢に応じた事項

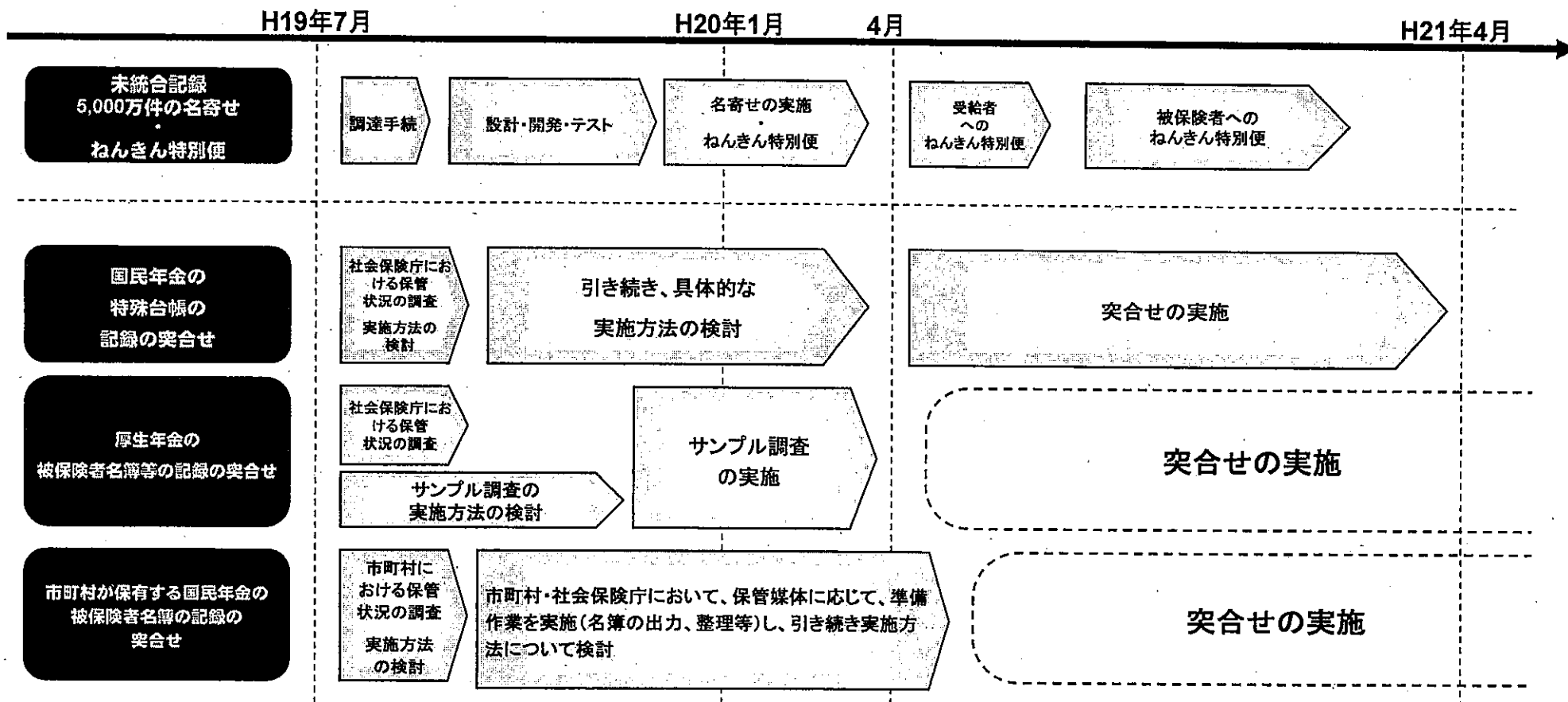
- ① 35 歳、45 歳及び 58 歳の被保険者の方には加入履歴
- ② 50 歳以上の方には将来の年金見込額
- ③ 50 歳未満の方には年金額の早見表

2 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」の新たな取扱事項

		H20.11 H21.4	一定期間	一定期間経過後
被保険者(約7千万人)	ねんきん特別便(加入履歴を送付)		<p>ねんきん定期便(一定期間)</p> <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p><u>すべての被保険者に加入履歴をご確認いただくため</u></p> <p>加入履歴に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生年金のすべての期間の標準報酬月額</li> <li>② 国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</li> </ul>	<p>ねんきん定期便(一定期間経過後)</p> <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p>1. <u>35歳、45歳、58歳の節目の年齢</u></p> <p>加入履歴に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生年金のすべての期間の標準報酬月額</li> <li>② 国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</li> </ul> <p>2. <u>すべての被保険者(1.を除く)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直近1年分の                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生年金の標準報酬月額</li> <li>・ 国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)</li> </ul> </li> </ul>

(注) 厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

## コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて(案)





## 社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況の調査結果について

### 1 調査の概要

年金記録の確認においては、マイクロフィルム化した被保険者台帳等を必要に応じて確認しているが、今後の年金記録の相談業務に当たっての参考とするため、平成19年5月時点における、社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況及び紙台帳の保管状況について、309事務所に対し調査を行った。

#### 〔調査内容〕

- ・ 社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳について、どのような台帳が何件保管されているか。
- ・ 紙の被保険者台帳の有無、ある場合には何件保管されているか。

※ 件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金(台帳)及び厚生年金保険(原票)については枚数(1枚当たり1記録収録)、厚生年金保険(名簿)及び船員保険(名簿)については、被保険者記録の延べ件数のことである。

### 2. マイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況

マイクロフィルムの件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、索引簿を集計し、件数調査を行った。

#### ○マイクロフィルム化した国民年金の被保険者台帳の件数

①特殊台帳	約	2,460 万件
②普通の台帳	約	105 万件
③特殊台帳と普通の台帳が混在	約	573 万件

○マイクロフィルム化した厚生年金保険の被保険者台帳の件数

①被保険者原票	約 1億1,404 万件
②被保険者名簿	約 2億7,481 万件

○マイクロフィルム化した船員保険の被保険者名簿の件数 約 855 万件

3 被保険者台帳等(紙台帳)の保管状況

紙台帳の件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、その保管状況(バインダーや箱での管理等)が異なることから、個々の保管状況に応じて、1冊(箱)当たりの平均件数から全体件数を概算で算出するなどして、件数調査を行った。

○紙台帳の国民年金の被保険者台帳の件数

①特殊台帳	約 40 万件
②普通の台帳	約 113 万件
③特殊台帳と普通の台帳が混在	約 13 万件

○紙台帳の厚生年金保険の被保険者台帳の件数

①被保険者原票	約 85 万件
②被保険者名簿	約 2億5,297 万件

○紙台帳の船員保険の被保険者名簿の件数 約 576 万件

## 注 1) 国民年金の被保険者台帳について

### ① 特殊台帳

- ・ 国民年金の被保険者台帳のうち、特例として過去に遡って保険料の納付を行った特例納付の記録、1年分の保険料を事前に納付する前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納や免除となっている記録など特殊な納付記録があるもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、マイクロフィルム化して社会保険事務所で保存管理し、紙台帳を廃棄。

### ② 普通の台帳

- ・ 全ての被保険者期間を通じて保険料納付が通常の納付方法により行われている記録又は、保険料の免除がある場合には年度当初から年度末まで年度を通して行われている記録であり、かつ、年度ごとに全ての期間が納付であるか免除であるものなど、上記①に掲げた特殊な納付記録がないもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、既に磁気テープ化した情報を紙に打ち出しリスト化し、これを元の紙台帳と再度照合して誤りのないことを確認し、最終的にオンラインデータとして確定した上で、紙台帳を廃棄。

## 注 2) 厚生年金保険の被保険者台帳について

### ① 被保険者名簿

- ・ 事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、事業所毎に被保険者の記録(氏名、生年月日、住所、資格の取得・喪失、被保険者であった期間における標準報酬の変遷など)を整理した名簿。被保険者の記録は、昭和35年7月まで、この被保険者名簿により管理。

### ② 被保険者原票

- ・ 昭和35年8月から、事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、個人毎に被保険者の記録を整理した原票。なお、東京、大阪、京都、福岡の社会保険事務所においては、昭和35年8月以降も引続き、名簿方式により被保険者の記録を管理。

※ 被保険者名簿及び被保険者原票は、検索を容易にし業務処理の効率化を図ること、紙の破損又は磨耗による記録の消失を防止すること、業務を行う場所を確保することなどを目的に、昭和51年から平成4年にかけてマイクロフィルム化を実施し、紙台帳を廃棄。

注 3) 今回の調査は社会保険事務所で保管している被保険者台帳等を対象としたものであるため、上記の件数は社会保険業務センター等で保管している厚生年金保険旧台帳(約 1,430 万件)、船員保険旧台帳(約 36 万件)及びその他の台帳の件数は含んでいない。

## 市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況の調査結果について

市町村が保管する国民年金被保険者名簿について、国への移管等に係る作業の前提として、全体の保管件数を把握するため調査を行った(注1及び2)。

なお、これは、平成19年8月23日時点における、全市町村からの回答に基づき取りまとめたものである。

### ○国民年金被保険者名簿の保管件数(延べ件数)

	約	135,262,800件
うち		
紙による保管件数	約	39,837,000件
マイクロフィルムによる保管件数	約	45,547,100件
磁気媒体による保管件数	約	49,878,700件

#### (注1)名簿の性格と今般の調査

国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という)は、国の管理下にあるコンピュータの記録やかつての「国民年金被保険者台帳」のような年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、平成14年3月まで、市町村が国民年金保険料の収納事務を行うために使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことから、市町村がこれを保管する法令上の義務はなくなっており、現在保管されている名簿は、市町村の判断で念のため保管していたものであり、今般、その保管件数について調査を行ったものである。

(注2)保管されている名簿の状況

名簿は、平成14年3月まで、市町村においていわば「控えの帳簿」として使用されていたものであり、①他の市町村に転出して、転出元の市町村の被保険者でなくなった場合や、②死亡したり、厚生年金の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者でなくなった場合においては、それ以降5年間だけ保管することとされていた。

一方で、転居に伴って、1人の方について複数の市町村に名簿が保管されている場合や、現在は国民年金の被保険者でない方であって、かつては国民年金の被保険者であった方に係る名簿が保管されている場合もある。また、市町村によっては、1人の方について、紙と磁気媒体など複数の種類の名簿を重複して保管している場合もある。

今般の調査は、名簿の国への移管のために全体の保管件数を把握するものであることから、これらの保管件数を全て計上している。

なお、上記の他、市町村から社会保険事務所へ移管され保管している名簿が940,100件ある。

(参考)

国民年金被保険者名簿等の旧市町村(平成14年3月末時点の合併前の旧市町村(3,246市町村))別の保管状況については、「市町村における国民年金被保険者名簿等の保管状況」(平成19年7月4日社会保険庁)として公表していたところであるが、その後、市町村からの報告に変更があり、これを8月23日時点において取りまとめたところ、次のとおりであった。

- ・保管している旧市町村 3,097(7月4日時点3,046)
- ・保管していない旧市町村 149(7月4日時点 200)

# 社会保険オンラインシステムの見直しについて(案)

## 目的

【現状】

- 社会保険オンラインシステムは経費が割高
- データ通信サービス契約の内容が不透明



【見直し後】

- オープン化（専用機器から汎用機器への移行等）と簡素化によるシステム運用経費の削減
- 費用の透明性の確保

## 効果

- 制度毎に管理しているデータを被保険者個人毎に変更することで、システム改修の簡素化を図る
- 新システムへの切り替え後は年間運用コストを35%程度削減（約850億円→約550億円）
- 初期コストを約4年で回収

## 経費

- 過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済
- 新規オープンシステムの構築

<平成18~22年度>

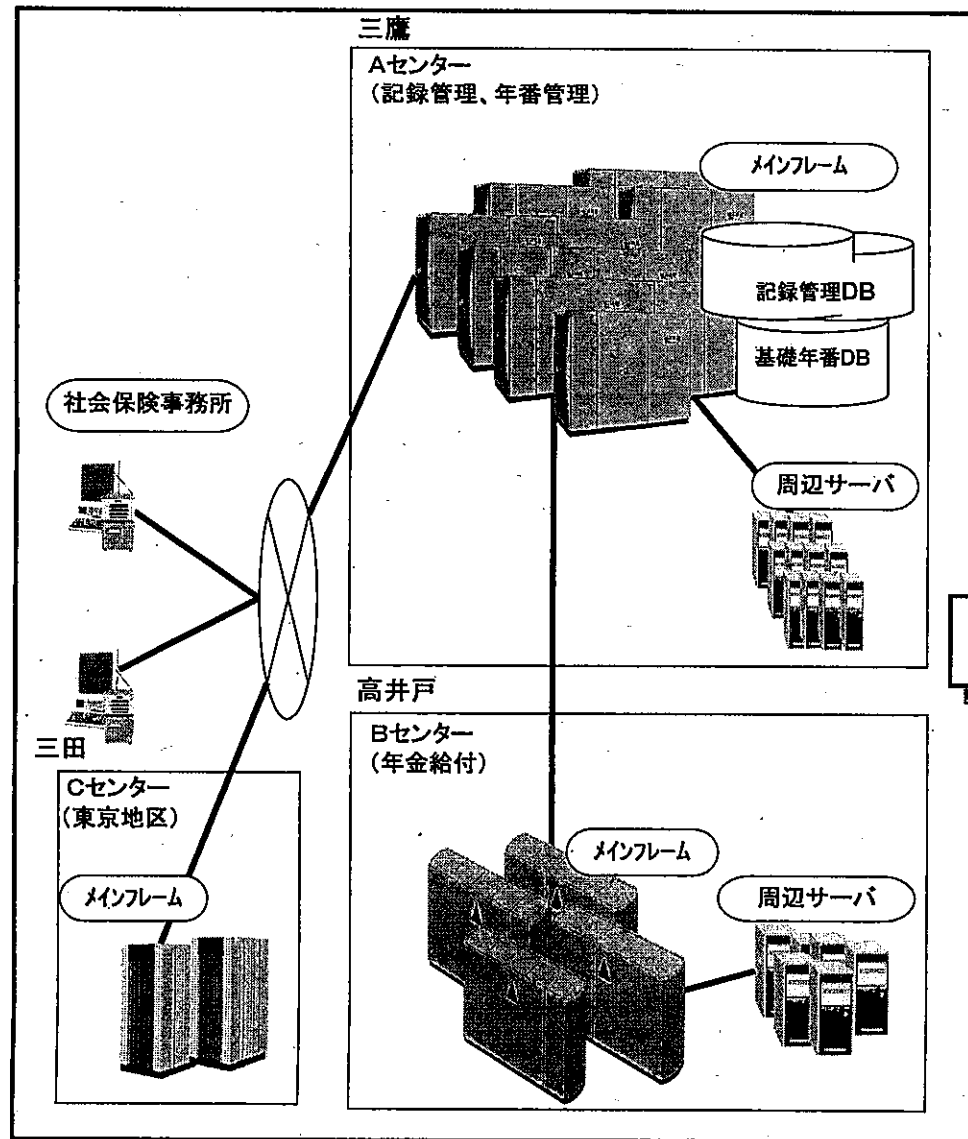
約1,500億円

約1,150億円

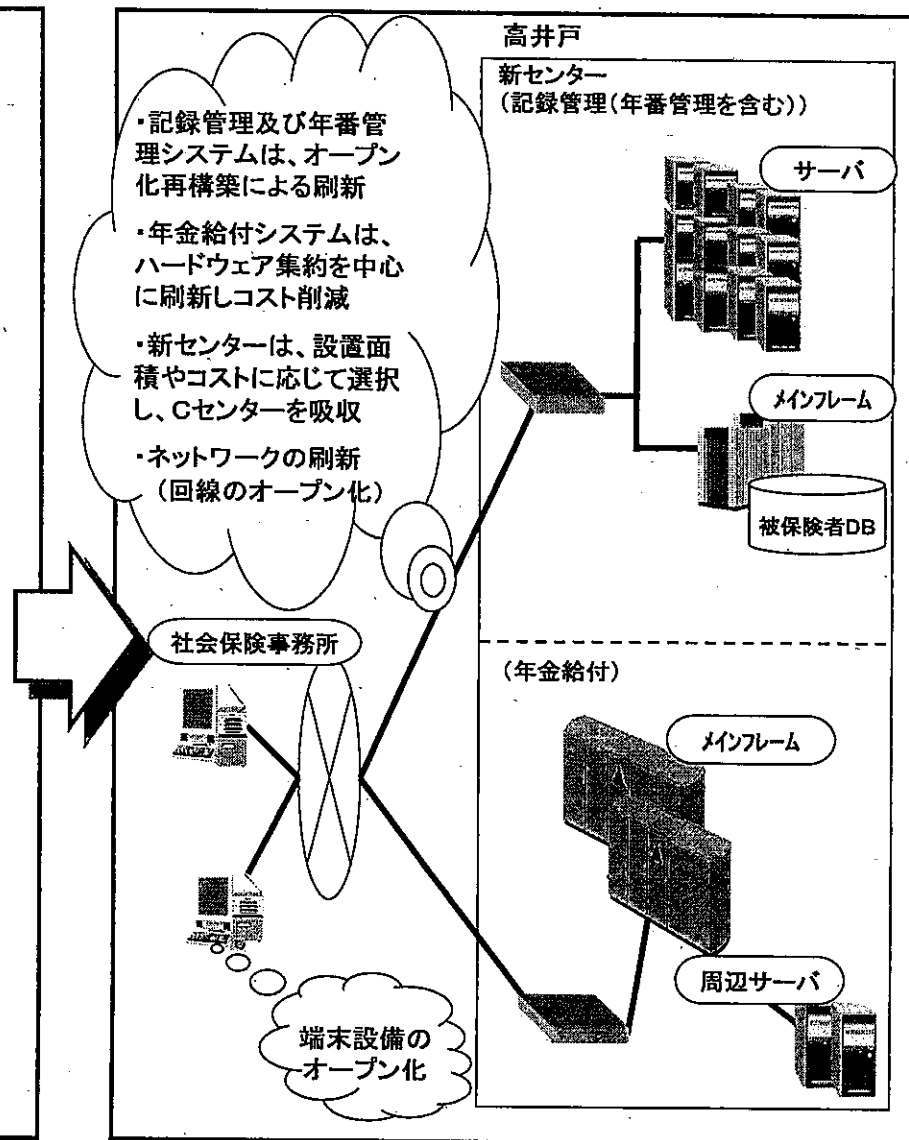
※ システム構築経費については、当初計画（約1,300億円）から約150億円削減

# ○ システム刷新案のシステム構成イメージ

## 【現行】

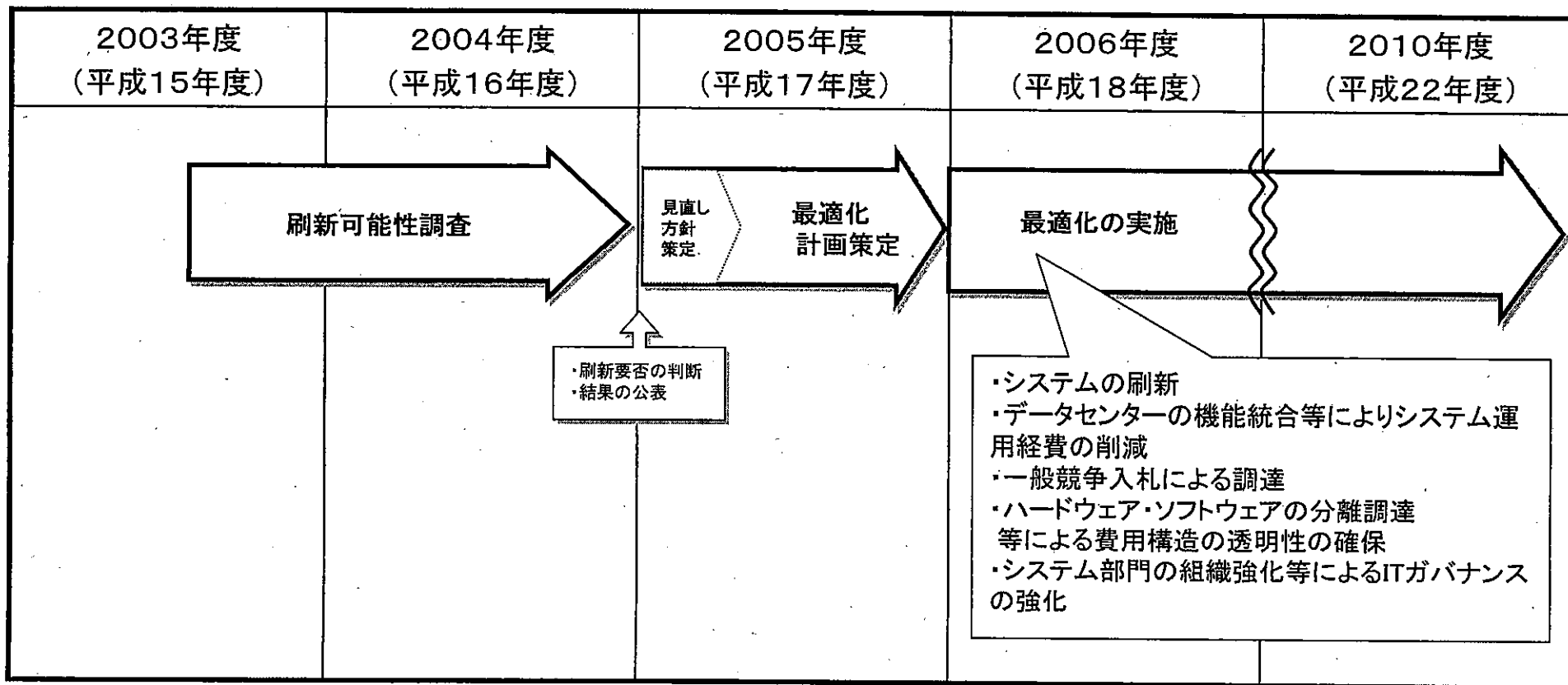


## 【刷新案】



## 社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール

- ・ 2004年度(平成16年1月～17年3月) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
- ・ 2005年度(平成17年6月) 見直し方針の策定
- ・ 2005年度(平成18年3月) 最適化計画の策定
- ・ 2006年度(平成18年度～22年度) 最適化の実施



(注)平成19年度中に詳細設計以降の上記の調達を開始する。